公立大学法人滋賀県立大学理事長選考会議規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人滋賀県立大学定款(以下「定款」という。)第10条第12項および公立大学法人滋賀県立大学組織規程第2条第2項に基づき、公立大学法人滋賀県立大学理事長選考会議(以下「理事長選考会議」という。)の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

- 第2条 理事長選考会議は、定款第10条に基づき、学長となる理事長(以下「理事長」という。) の選考を行うほか、次の各号に掲げる事項について審議する。
 - (1) 理事長の選考に関する規程の制定または改廃に関する事項
 - (2) 理事長の解任に関する規程の制定または改廃に関する事項
 - (3) 理事長の解任について設立団体の長への申し出に関する事項
 - (4) 理事長の任期に関する事項
 - (5) その他理事長選考会議に関し必要な事項

(委員の任期)

第3条 理事長選考会議の委員(以下「委員」という。)の任期は、それぞれ経営協議会委員または 教育研究評議会委員としての任期と同一とし、再任されることができる。

(議長の職務代理)

第4条 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

- 第5条 理事長選考会議は議長が招集する。
- 2 議長は、委員の3分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときは、理事長選考会議を招集しなければならない。

(議事)

- 第6条 理事長選考会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。
- 2 理事長選考会議の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 前項の規定にかかわらず、理事長の解任の申し出および議長または議長を除く複数の委員が特に 重要な事項と認め、議決に関し提議した場合において、出席委員の過半数の同意があるときは、 出席委員の3分の2以上をもって決する。

(議事録)

第7条 議長は、議事録を作成しなければならない。

(庶務)

第8条 理事長選考会議の庶務は、事務局総務課において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、理事長選考会議の運営等に関し必要な事項は、議長が理事長 選考会議に諮って定める。

付 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和元年6月17日から施行する。